

令和元年経済センサス-基礎調査(甲調査)結果の概要

1 概況

(1) 事業所数

令和元年経済センサス-基礎調査甲調査（以下「元年基礎調査甲調査」という。）によると、本県の民営事業所数は62,373事業所となっており、平成28年経済センサス-活動調査と比べると3,304事業所（5.6%）の増となっている。また、全国は6,398,912事業所で、819,937事業所（14.7%）の増となっている（表1-1）。

表1-1 事業所数

	元年基礎調査甲調査			28年活動調査
	事業所数	全国に占める割合 (%)	増減率 (%)	事業所数
青森県	62,373	1.0	5.6	59,069
全国	6,398,912	-	14.7	5,578,975

(2) 活動状態別事業所数

活動状態別の事業所数をみると、存続事業所が54,663事業所となっており、総数に占める割合は、87.6%となっている。一方、新規把握事業所は7,710事業所となっており、総数に占める割合は、12.4%となっている。

また、休業事業所は1,172事業所、廃業事業所は6,550事業所となっている（表1-2）。

表1-2 活動状態別事業所数

	事業所数 (存続・新規把握)	存続	割合	新規把握	割合	休業 事業所	廃止 事業所
		事業所	(%)	事業所	(%)		
青森県	62,373	54,663	87.6	7,710	12.4	1,172	6,550
全国	6,398,912	5,211,394	81.4	1,187,518	18.6	117,514	699,989

(3) 市町村別活動状態別事業所数

市町村別に活動状態別の事業所数をみると、存続事業所、新規把握事業所ともに、青森市、八戸市、弘前市の順に多く、3市の総数を合わせると34,719事業所で県全体の55.7%となる。また、各市町村における存続事業所と新規把握事業所の割合をみると、存続事業所の割合が大きいのは、深浦町97.3%、平内町95.2%、横浜町94.7%の順となり、新規把握事業所の割合が大きいのは、階上町19.4%、鱒ヶ沢町16.4%、西目屋村14.7%の順となっている（表1-3）。

表1-3 市町村別活動状態別事業所数

	事業所数 (存続・新規把握)		割合 (%)	新規把握 事業所		割合 (%)	休業 事業所	廃止 事業所
	存続 事業所			事業所				
県計	62,373	54,663	87.6	7,710	12.4	1,172	6,550	
市部計	50,067	43,583	87.0	6,484	13.0	861	5,602	
青森市	14,344	12,254	85.4	2,090	14.6	227	1,562	
弘前市	8,417	7,243	86.1	1,174	13.9	154	1,292	
八戸市	11,958	10,305	86.2	1,653	13.8	210	1,555	
黒石市	1,504	1,368	91.0	136	9.0	25	131	
五所川原市	3,115	2,754	88.4	361	11.6	54	366	
十和田市	3,452	3,105	89.9	347	10.1	55	229	
三沢市	2,125	1,880	88.5	245	11.5	34	78	
むつ市	2,726	2,490	91.3	236	8.7	40	227	
つがる市	1,286	1,123	87.3	163	12.7	40	83	
平川市	1,140	1,061	93.1	79	6.9	22	79	
町村部計	12,306	11,080	90.0	1,226	10.0	311	948	
平内町	419	399	95.2	20	4.8	5	33	
今別町	145	133	91.7	12	8.3	1	20	
蓬田村	87	81	93.1	6	6.9	1	6	
外ヶ浜町	321	303	94.4	18	5.6	24	21	
鱒ヶ沢町	511	427	83.6	84	16.4	11	54	
深浦町	411	400	97.3	11	2.7	6	43	
西目屋村	75	64	85.3	11	14.7	4	2	
藤崎町	538	499	92.8	39	7.2	5	51	
大鰐町	351	324	92.3	27	7.7	3	40	
田舎館村	251	219	87.3	32	12.7	3	18	
板柳町	584	514	88.0	70	12.0	22	46	
鶴田町	437	374	85.6	63	14.4	1	37	
中泊町	489	433	88.5	56	11.5	14	26	
野辺地町	697	640	91.8	57	8.2	9	90	
七戸町	687	643	93.6	44	6.4	16	53	
六戸町	395	347	87.8	48	12.2	13	10	
横浜町	207	196	94.7	11	5.3	5	5	
東北町	784	711	90.7	73	9.3	36	16	
六ヶ所村	586	520	88.7	66	11.3	22	48	
おいらせ町	967	861	89.0	106	11.0	25	70	
大間町	317	280	88.3	37	11.7	1	21	
東通村	285	253	88.8	32	11.2	15	17	
風間浦村	99	87	87.9	12	12.1	1	9	
佐井村	116	107	92.2	9	7.8	12	4	
三戸町	441	386	87.5	55	12.5	10	40	
五戸町	622	563	90.5	59	9.5	11	70	
田子町	261	247	94.6	14	5.4	9	13	
南部町	663	604	91.1	59	8.9	11	41	
階上町	459	370	80.6	89	19.4	12	41	
新郷村	101	95	94.1	6	5.9	3	3	

2 産業大分類別事業所数及び従業者数（新規把握事業所）

元年基礎調査甲調査では、新規把握事業所については、産業分類、従業者数などを調査しており、それにより得られた結果を本項に記載する。

（1）産業大分類別事業所数

産業大分類別に新規把握事業所数をみると、「サービス業（他に分類されないもの）」が848事業所（全産業の18.9%）と最も多く、次いで「卸売業、小売業」が793事業所（同17.7%）、「宿泊業、飲食サービス業」が469事業所（同10.5%）などとなっている（表2-1、図2-1）。

（2）産業大分類別従業者数

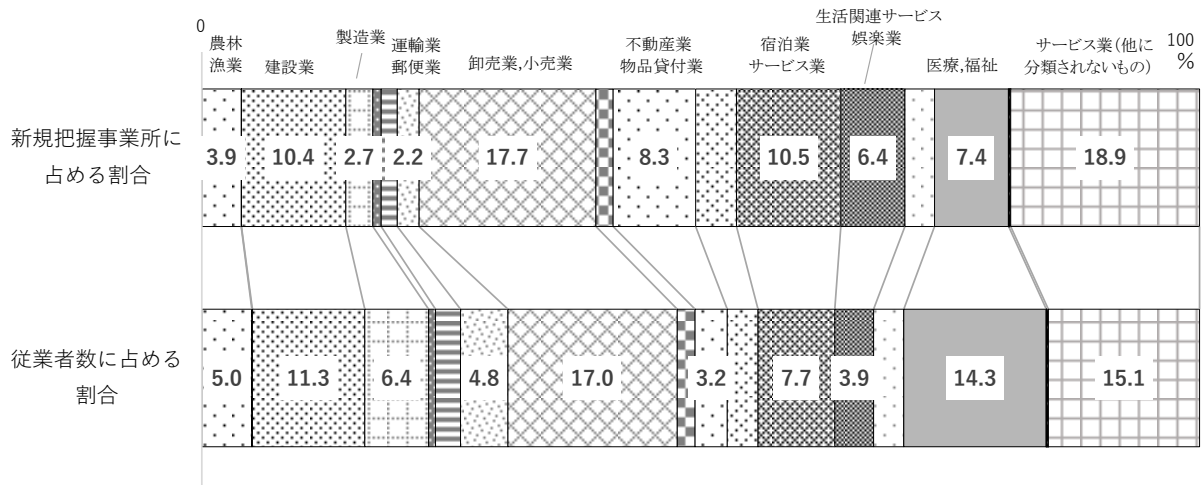
産業大分類別に新規把握事業所の従業者数をみると、「卸売業、小売業」が6,374人（全産業の17.0%）と最も多く、次いで「サービス業（他に分類されないもの）」が5,692人（同15.1%）、「医療、福祉」が5,368人（同14.3%）などとなっている（表2-1、図2-1）。

表2-1 産業大分類別事業所数及び従業者数（新規把握事業所）

	青森県				全国			
	事業所数	割合 (%)	従業者数 (人)	割合 (%)	事業所数	割合 (%)	従業者数 (人)	割合 (%)
合計	4,479	100.0	37,586	100.0	538,900	100.0	5,196,142	100.0
農林漁業（個人経営を除く）	176	3.9	1,878	5.0	8,456	1.6	94,381	1.8
鉱業、採石業、砂利採取業	2	0.0	21	0.1	154	0.0	1,495	0.0
建設業	468	10.4	4,244	11.3	57,554	10.7	442,057	8.5
製造業	122	2.7	2,395	6.4	23,333	4.3	374,395	7.2
電気・ガス・熱供給・水道業	37	0.8	259	0.7	3,218	0.6	11,825	0.2
情報通信業	72	1.6	946	2.5	23,039	4.3	333,781	6.4
運輸業、郵便業	99	2.2	1,789	4.8	11,824	2.2	262,673	5.1
卸売業、小売業	793	17.7	6,374	17.0	93,243	17.3	875,456	16.8
金融業、保険業	78	1.7	674	1.8	9,020	1.7	100,913	1.9
不動産業、物品賃貸業	370	8.3	1,215	3.2	72,818	13.5	265,490	5.1
学術研究、専門・技術サービス業	183	4.1	1,161	3.1	51,495	9.6	288,496	5.6
宿泊業、飲食サービス業	469	10.5	2,889	7.7	39,146	7.3	412,277	7.9
生活関連サービス業、娯楽業	287	6.4	1,459	3.9	28,567	5.3	204,746	3.9
教育、学習支援業	133	3.0	1,141	3.0	17,310	3.2	131,827	2.5
医療、福祉	333	7.4	5,368	14.3	40,338	7.5	593,670	11.4
複合サービス事業	9	0.2	81	0.2	501	0.1	10,830	0.2
サービス業（他に分類されないもの）	848	18.9	5,692	15.1	58,884	11	791,830	15.2

注）必要な事項の数値が得られた事業所を対象に集計

図 2 - 1 産業大分類別事業所数及び従業者数の構成比



(3) 産業大分類別男女別従業者数

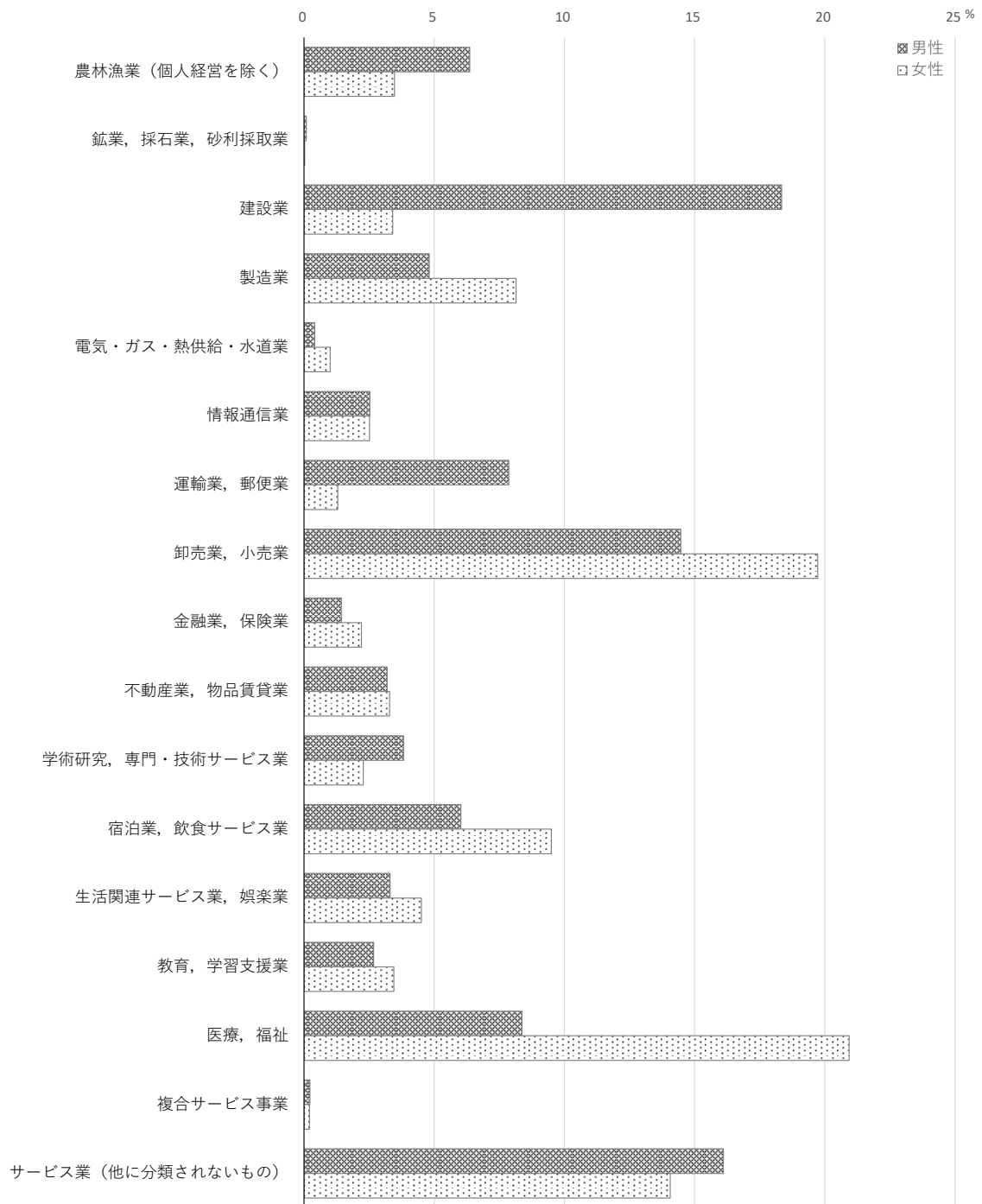
産業大分類別に新規把握事業所の男女別の従業者数をみると、男性では「建設業」が3,641人（全産業の18.3%）と最も多く、次いで「サービス業（他に分類されないもの）」が3,197人（同16.1%）、「卸売業、小売業」が2,872人（同14.5%）などとなっている。一方、女性では「医療、福祉」が3,707人（全産業の20.9%）と最も多く、次いで「卸売業、小売業」が3,493人（同19.7%）、「サービス業（他に分類されないもの）」が2,490人（同14.1%）などとなっている（表2-2、図2-2）。

表 2 - 2 産業大分類別男女別従業者数（新規把握事業所）

	青森県					全国				
	従業者数 (人)	男性	割合 (%)	女性	割合 (%)	従業者数 (人)	男性	割合 (%)	女性	割合 (%)
合計	37,586	19,848	100.0	17,707	100.0	5,196,142	2,914,398	100.0	2,268,759	100.0
農林漁業（個人経営を除く）	1,878	1,263	6.4	615	3.5	94,381	70,361	2.4	23,943	1.1
鉱業、採石業、砂利採取業	21	17	0.1	4	0.0	1,495	1,340	0.0	155	0.0
建設業	4,244	3,641	18.3	603	3.4	442,057	356,652	12.2	85,279	3.8
製造業	2,395	954	4.8	1,441	8.1	374,395	246,159	8.4	128,106	5.6
電気・ガス・熱供給・水道業	259	81	0.4	178	1.0	11,825	8,295	0.3	3,303	0.1
情報通信業	946	501	2.5	445	2.5	333,781	239,635	8.2	92,931	4.1
運輸業、郵便業	1,789	1,560	7.9	229	1.3	262,673	209,610	7.2	53,047	2.3
卸売業、小売業	6,374	2,872	14.5	3,493	19.7	875,456	432,887	14.9	439,171	19.4
金融業、保険業	674	284	1.4	390	2.2	100,913	54,565	1.9	44,020	1.9
不動産業、物品貸付業	1,215	633	3.2	582	3.3	265,490	146,919	5.0	118,123	5.2
学術研究、専門・技術サービス業	1,161	758	3.8	403	2.3	288,496	181,289	6.2	106,789	4.7
宿泊業、飲食サービス業	2,889	1,195	6.0	1,682	9.5	412,277	180,255	6.2	231,051	10.2
生活関連サービス業、娯楽業	1,459	656	3.3	798	4.5	204,746	86,650	3.0	117,719	5.2
教育、学習支援業	1,141	530	2.7	611	3.5	131,827	59,491	2.0	72,147	3.2
医療、福祉	5,368	1,661	8.4	3,707	20.9	593,670	168,546	5.8	424,323	18.7
複合サービス事業	81	45	0.2	36	0.2	10,830	6,858	0.2	3,961	0.2
サービス業（他に分類されないもの）	5,692	3,197	16.1	2,490	14.1	791,830	464,886	16.0	324,691	14.3

注) 「従業者数」には男女別の不詳を含む

図 2-2 産業大分類別の男女別 従業者数の割合



注) 必要な事項の数値が得られた事業所を対象に集計

令和元年経済センサス-基礎調査（甲調査）の概要について

本概要は、令和2年12月25日に総務省が公表した「令和元年経済センサス-基礎調査（甲調査確報）」を基に作成したものである。

1. 調査の目的

我が国における事業所及び企業の活動状態等の基本的構造を全国及び地域別に明らかにするとともに、事業所母集団データベースの整備に資することを目的としている。

2. 調査の対象

日本標準産業分類に掲げる産業に属する事業所。^{（注1）}

ただし、国及び地方公共団体の事業所並びに次に掲げる事業所を除く。

- ①大分類A－「農業、林業」に属する事業所で個人の経営に係るもの
- ②大分類B－「漁業」に属する事業所で個人の経営に係るもの
- ③大分類N－「生活関連サービス業、娯楽業」のうち、中分類79－「その他の生活関連サービス業」（小分類792－「家事サービス業」に限る。）に属する事業所
- ④大分類R－「サービス業（他に分類されないもの）」のうち、中分類96－「外国公務」に属する事業所

（注1）物の生産又はサービスの提供が事業として行われている一定の場所をいう。以下同じ。

3. 調査の基準となる期間

令和元年6月1日から令和元年11月30日（全国では令和2年3月31日）までの間において報告者が報告を求められた時点（調査票記入日）。

ただし、調査事項の「年間総売上（収入）金額」については、平成30年1月1日から12月31日までの1年間を対象としている。

4. 調査の方法

統計調査員が担当調査区内の全ての事業所について、外観による確認又は事業所の管理責任者に確認するなどしてその活動状態を調査するとともに、新たに把握した事業所については、「調査票甲」を配布し、郵送又はオンラインによる回収を行った。

総務省－都道府県－市町村^{（注2）}－統計調査員－報告者

（注2）市には特別区を含む。以下同じ。

5. 「新規把握事業所」について

従来用いていた「新設事業所」とは定義が異なる。今回の調査では、法人番号を活用し、国税庁法人番号公表サイトに登録があり、前回までの調査で捉えられていなかった事業所を調査名簿

に追加している。そのため、従来の「新設事業所」よりも幅広く事業所を捉えていることから「新規把握事業所」という名称を使っている。